

■ マテリアリティ

1. コーポレートガバナンスの徹底

■ 具体的な取組み事項

1. コーポレートガバナンス・ガイドラインに基づく事業運営
2. 各種マネジメントシステム
(リスクマネジメントシステムを含む)の着実な運用
3. コンプライアンス教育・研修の強化
4. 内部通報制度の活用

■ KPI

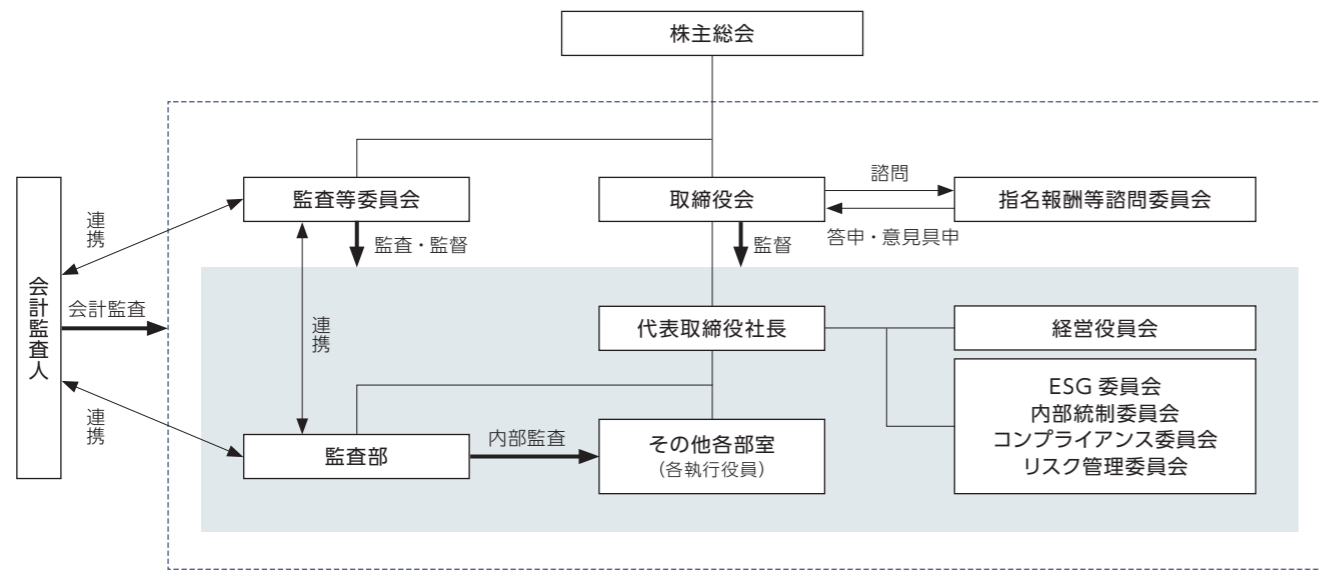
1. 全社的なマネジメントシステムの着実な運用
2. コンプライアンス研修受講推進
3. コーポレートガバナンス・コードへの継続的な対応

□ コーポレート・ガバナンス体制

当社グループは、創意工夫を凝らし社会的に信用される有用で安全な優れた製品・サービスを提供することが使命であり、その実現に当たっては、国内外の法令及び社内規程を遵守し、社会規範や倫理に則って公正な企業活動を行うとともに、情報を適切かつ公正に開示することが必須であると認識しております。かかる認識に基づき、当社グループは、事業環境が大きく変動する中において、経営の迅速な意思決定と健全性・透明性を確保しつつ、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を実現すべく、コーポレート・ガバナンスの強化に取り組んでまいります。

当社は、重要事項等については、取締役会、経営役員会等の機関において決定しております。また、当社は取締役会の監督機能を強化し、コーポレート・ガバナンスの充実を図るという観点から、監査等委員会設置会社という機関設計を選択するとともに、各種のガバナンス関連委員会を設置し、相互に連携・監督の機能を担っております。また、全ての内部統制システムの源流となる「内部統制システム基本方針」を定めるとともに、各ガバナンス業務の分掌と組織体制を取締役会決議で定めております。

推進体制



| | |
|--------|--|
| 取締役会 | 取締役会は、株主に対する受託者責任・説明責任を踏まえ、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を促し、収益力・資本効率等の改善を図ることを責務としています。 この責務を果たすため、取締役会は、法令または定款に定める事項を決定する他に、中期経営計画、年度予算等の計画を策定し、その計画と実績との差異を管理し、必要な場合に執行役員に対策を指示するとともに、執行役員による適切なリスクテイクを支える環境整備を行い、取締役および執行役員の職務執行を監督することを役割としています。 |
| 監査等委員会 | 監査等委員会は、会社の監督機能の一翼を担い、かつ、株主の負託を受けて代表取締役その他の業務執行取締役の職務の執行を監査する法定の独立の機関として、その職務を適正に執行することにより、企業および企業集団が様々なステークホルダーの利害に配慮し、これらステークホルダーとの協働に努め、健全で持続的な成長と中長期的な企業価値の創出を実現し、社会的信頼に応えるための良質な企業統治体制を確立することを責務としています。 この責務を果たすため、監査等委員会は、内部統制システムの構築・運用の状況を監視・検証するとともに、取締役の職務の執行の監査その他法令および定款に定められた職務を行っております。 |
| 執行役員制度 | 執行役員規程に基づき、取締役会決議で執行役員を定めています。また、処遇や委嘱業務についても取締役会決議で定める運用としています。 |

| | | |
|----------------------------|--|---|
| 監査機能 | 内部監査規程において、監査の種類と対象、監査体制、実施時期や結果報告書作成等の内容について定めています。また、監査等委員による監査も実施しており、その手続き・内容・報告等の運営要領については、「監査等委員会規程」に定めがあります。 | <ul style="list-style-type: none"> 組織・制度監査 <ul style="list-style-type: none"> 経営管理組織 経営管理方法ほか 業務監査 <ul style="list-style-type: none"> 販売業務 購買業務 資金業務 その他の業務 会計監査 <ul style="list-style-type: none"> 決算業務 会計帳簿 証拠書類ほか 関係会社監査 <ul style="list-style-type: none"> 関係会社の組織及び制度 関係会社の業務 関係会社の会計 特別監査 <ul style="list-style-type: none"> 社長の指示に基づく特定事項 |
| 指名委員会 および報酬委員会 | 当社は、指名報酬等諮問委員会規程に基づき、指名報酬等諮問委員会を設置しております。同委員会は、すべての社外取締役、代表取締役、人事部門を管掌する取締役で構成されており、その過半数は社外取締役で構成されております。同委員会は、取締役候補者の指名、役員の選解任、後継者育成計画および役員報酬に関する取締役会からの諮問を受け、答申することに加え、必要な場合はコーポレート・ガバナンスに係るその他の事項についても取締役会に対して意見具申を行います。 | |
| 取締役会の 実効性評価 | 取締役会は、毎年、各取締役の自己評価に基づく取締役会の実効性に関するアンケートを実施し、代表取締役と社外取締役がアンケート結果を分析・集約し、取締役会において現状の評価と今後の向上策について、審議・確認した後、その結果の概要を当社ウェブサイト上で公表しています。 | |
| 社長後継者の 育成・決定 | 代表取締役が指名報酬等諮問委員会と協議したうえで後継者の育成計画を策定・運用し、取締役会で報告しています。また、その旨は、コーポレートガバナンス・ガイドライン第4章の8で公表しています。 | |
| 利益配分方針 | 株主への利益配分方針は、配当性向30%を目安とし、安定的な配当を継続することを志向しています。その旨は、コーポレートガバナンス・ガイドライン第2章の4で公表しています。 | |
| 役員報酬制度 | 取締役の報酬については、役割に応じて毎月支給される「月額報酬」および連結経常利益に応じてその額が変動する「業績連動型賞与」、加えて監査等委員でない取締役においては、中長期的な業績と連動する報酬として、毎月、一定額を当社役員持株会に拠出することにより当社株式を取得し、取得した当社株式の保有を在任期間中継続することを目的とした「株式取得報酬」の3種類の金銭報酬で構成しています。 当社は取締役の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針を、取締役会の決議によって定める「コーポレートガバナンス・ガイドライン」に記載しております。 当該方針の概要は、各人別の報酬金額を役職別・当該役職における勤続年数別のテーブルに当てはめて決定することを基本とし、テーブルに定める役職別・勤続年数別の報酬金額は、それまでの支給実績、足許の当社業績の状況、同業他社・同規模上場他社の状況等を勘案し、指名報酬等諮問委員会の答申を尊重したうえで、取締役会において審議し決定するというものです。 | |
| 政策保有株式 | 政策保有株式については、「事業機会の探索、取引関係の維持・拡大等を目的とする」と定め、取締役会は、各年度終了後、保有継続の是非を判断しています。また、政策保有株式の議決権の行使については、当該議案が政策保有上場株式の保有目的に反すると考えられる場合を除いては、原則として当該株式発行会社の取締役会の判断を尊重してこれを行使します。その旨は、コーポレートガバナンス・ガイドライン第2章の5で公表しています。 | |
| 内部統制 | タツタ電線グループの共通規程として「内部統制システム基本方針」を主軸とし、実運営上は「内部監査規程」「内部統制委員会規程」等に基づいた企業運営を行うことで、当社グループの業務の適正を確保しております。本活動は監査部が主体となり、グループの内部統制システムの整備・運用状況の確認・総括を行っております。 | |
| 取締役等の 選任理由・取締役会 出席状況 | 取締役(独立社外取締役含む)の選任理由、取締役会出席状況等については、取締役等の指名・選解任理由として、当社HP上で公開しています。 | |

コーポレートガバナンス・コードへの対応状況

コーポレートガバナンス・ガイドラインを作成し、コーポレートガバナンス・コード改正に合わせて都度内容を見直すことで対応しています。また、1回/年発行するコーポレート・ガバナンス報告書では、コーポレートガバナンス・コードの各原則の実施状況を記載し、公表しています。なお、2020年度はコーポレートガバナンス・コードの各原則について、全てを実施しています。

□ 役員紹介

| 役職 | 氏名 |
|--------------------|-------|
| 代表取締役 社長執行役員 取締役社長 | 宮下 博仁 |
| 取締役 副社長執行役員 | 辻 正人 |
| 取締役 常務執行役員 | 森元 昌平 |
| 取締役 常務執行役員 | 前山 博 |
| 取締役 常務執行役員 | 草間 雄太 |
| 取締役 執行役員 | 宮田 康司 |

| 役職 | 氏名 |
|----------------|-------|
| 取締役 執行役員 | 今井 雅文 |
| 社外取締役 | 百野 修 |
| 社外取締役(常勤監査等委員) | 堂岡 芳隆 |
| 社外取締役(監査等委員) | 花井 健 |
| 社外取締役(監査等委員) | 原戸 稲男 |
| 社外取締役(監査等委員) | 谷口 悦子 |

□ コンプライアンス

当社グループは、コンプライアンスが事業継続の最重要事項の一つであることを認識し、コンプライアンス推進体制を構築し、運営しています。万一、重大な問題が発生した際には、適切かつ公正に情報を開示し、社会規範や倫理に則って誠実に対応します。

■ コンプライアンスに関する推進体制

企業行動規範を当社の基本的な方針として定め、総務人事部を中心に国内外の法規制や社会規範／業界規範を随時調査し、規程の策定・改廃を行っています。

コンプライアンス遵守に向けては、取締役会、監査等委員会による監督・監査の強化およびコンプライアンス委員会による当社グループにおけるコンプライアンスに関する情報の共有、コンプライアンス推進活動に関する答申の協議等を行っております。

また、各種規程の整備に加え、当該規程に従業員に正しく理解させるため、コンプライアンスガイドラインを作成、社内イントラネットに掲載しています。グループ各社についても、グループ内部統制システムを定めた「タツタ電線グループ グループ運営規程」を制定し、グループ各社の全従業員に対して、グループイントラネットに掲示することでグループ各社内に周知し、その遵守を徹底しています。

| | |
|-----------|---|
| 反社会的取引の防止 | コンプライアンスガイドラインにおいて、「反社会的勢力の排除」を明言し、従業員に周知しています。不当な要求を行う暴力団、総会屋、エセ右翼等の反社会的勢力とは一切関わりを持たず、当該勢力には「組織的」に毅然とした態度で臨みます。組織として対応することを方針に据え、個々の部署や個人が問題を抱え込まないようコンプライアンス研修等を通じてレクチャーしています。 |
| 贈収賄防止 | 「贈収賄防止規程」に基づき、社会通念上常識的な範囲を超える贈答・接待を行わない・受けないことを徹底しています。会社または個人が不当な利益を得たり、当該利益の見返りに恣意的な取引が行われたりしないよう、贈収賄に関する正しい理解を社内に広めるとともに、組織として事前のチェック体制を整えることが目的です。組織としてチェックした結果、社会通念上常識的な範囲を超えると判断される場合は、贈答・接待を一切実施いたしません。なお、当該規程は公務員はもちろん、民間の取引先・顧客も対象としており、より広い視点で贈答・接待の原則禁止、必要に応じた事前の実施可否チェックを行っています。事前のチェックに際しては、統括責任者にタツタ電線総務人事管理役員を据えた上で、贈収賄防止責任者を各部署・本部ごとに任命し、実務日線での判断を重要視した運営を行っています。 |
| 競争法遵守 | 役員・社員等が国内外を問わずカルテルをはじめとした競争法違反行為を行わないよう「競争法遵守規程」を策定し、行動しています。禁止項目として、1.私的独占、2.不当な取引制限、3.不公正な取引方法、の3点があることをコンプライアンスガイドライン等で社員に周知し、会合等に出席する際には、競争事業者との情報交換の有無および会合等の内容について、総務人事部門が事前審査を実施します。本過程を経ることで、会合参加前に一人ひとりが競争法関連の禁止事項について自覚を持つよう指導しています。また、会合後には議事録等を保管し、会合の透明性を保持しています。 |
| 輸出規制貨物等管理 | 輸出規制貨物等管理規程に基づき、該非確認責任者等を設置し、輸出貨物の管理に必要な社内体制を構築しています。また、全ての貨物・技術につき、リスト規制およびキャッチオール規制を確認する運用を行い、定期的に担当者への教育も実施しています。 |
| 適正な会計処理 | 経理業務全般に関する基準については、経理規則において定めています。各種会計の基準や管理体制について言及しており、経理業務の基本的なルールとなります。また、コンプライアンスガイドラインにおいても、「適正な会計処理」を明言し、従業員に周知しています。その中で、特に重要な内容として、以下の6点に比重を置いて周知しています。(1.収益・費用の適正な認識、2.適正な資産認識、3.信憑の添付・保管、4.適切な承認手続、5.適切な税金処理、6.事実・実態に即した決算) |
| 内部通報制度 | 「タツタ電線グループ ヘルプライン運営規程」に基づき、社長指揮の下、タツタ電線総務人事部長を運用総括責任者に据えた内部通報体制を構築、活動を展開しています。本取り組みは、その名のとおりタツタ電線グループすべての役員・社員・従業員を対象としており、「タツタ電線グループ ヘルプライン」を通じて相談・通報(ハラスメント含む)を受け、問題を早期発見・解決することを目的とします。相談・通報先として、1.事務局(タツタ電線総務人事部)、2.弁護士(社外弁護士)の2つの窓口を用意しており、相談・通報内容等に応じて、相談・通報者自身が相談先を選択できる仕組みとなっております。なお、ハラスメントについては上記の窓口に加えて専用の社外窓口を選択することも可能です。窓口により異なりますが、日本語・英語・中国語での相談・通報が可能です。もちろん、相談・通報者が相談・通報を理由として不利益処分を受けることは一切なく、氏名を含め相談・通報者の秘密は厳守されます。相談・通報内容に関しては、コンプライアンス事務局で調査・検討し、必要に応じて社内規程・体制・運用の見直しを実施します。また、半期に1度開催するコンプライアンス委員会では、相談・通報内容を経営幹部にも確実に共有しております。相談・通報窓口の存在や相談・通報時の情報の取り扱いについては、コンプライアンス研修、社内報、コンプライアンスガイドライン等を通じて社内にも周知し、相談・通報者が相談・通報しやすい環境を整えています。 |

□ リスクマネジメント

当社グループを取り巻く様々なリスクの中には、リスク発現の規模や継続期間によって当社グループの財政状態、経営成績およびキャッシュ・フロー、さらには中長期の経営戦略に重大な影響を及ぼす可能性があるものが含まれます。当社グループでは、それらのリスクを把握・分析して適切に対応するとともに、リスクが顕在化した場合の影響を最小化し再発を防止するための仕組みをグループ全体で構築・運用しています。

推進体制

当社グループにおいては、社長を委員長とするリスク管理委員会を設置しております。リスク管理委員会では、年度初めに当該年度および将来のリスクに対して発生確率および影響度の観点で評価を行うとともにリスクへの対応策・管理方針を設定し、経営役員会および取締役会に報告しています。経営役員会および取締役会においては、毎月の収支見通し、業務執行状況報告等を通じてリスクのモニタリング、対応の監督を行っており、これらを通じてリスク発現の回避とリスクが顕在化した場合の速やかな対応に努めております。

情報管理

当社は、電子情報・紙媒体等あらゆる形態の情報を重要な資産と認識し、情報セキュリティマネジメントシステムを構築しております。

■ 情報セキュリティポリシー

タツタ電線グループは、その保有する会社情報について、情報セキュリティを維持・改善することが重要な経営課題であるとの認識のもと、タツタ電線グループの社会的信頼の維持・向上および企業価値の増大を図ることを目的として、ここに「タツタ電線グループ 情報セキュリティポリシー」を定める。

| | | |
|---|-----------------|--|
| 1 | 情報セキュリティ管理体制の構築 | タツタ電線グループは、保有する全ての情報資産の保護および適切な管理を行うため、予算・人員等のリソースを十分に確保するとともに、情報セキュリティ対策を速やかに実施できる体制を構築する。 |
| 2 | 社規の整備 | タツタ電線グループは、情報資産の保護および適切な管理を行うために必要な社規を整備するとともに、タツタ電線グループに所属する役員および従業員に対して、情報セキュリティ確保の必要性および具体的な遵守事項を周知徹底する。 |
| 3 | 適切な情報セキュリティ対策 | タツタ電線グループは、情報資産に係る不正アクセス・破壊・情報漏えい・改ざん等の事故を未然に防止するため、情報セキュリティリスクを把握し、必要な対策を実施する。また、事故発生時の対応・復旧体制を整備し、早期回復に向けた計画の策定を行うとともに、万一事故が発生した場合は速やかに適切な報告を行い、事故による影響の最小化および再発防止策に努める。 |
| 4 | 人材の育成 | タツタ電線グループは、情報セキュリティ管理体制の目的や重要性を認識し、情報セキュリティに関する必要な知識および能力備えた人材の育成を行う。 |
| 5 | 法令等の遵守 | タツタ電線グループは、情報セキュリティに関係する法令、規制、国が定める指針、契約上の義務、およびその他の社会的規範を遵守する。 |
| 6 | 継続的改善の実施 | タツタ電線グループは、以上の取り組みを定期的に評価、見直し、情報共有活動を行うことにより、タツタ電線グループの情報セキュリティ管理を継続的に改善する。 |

サイバーセキュリティ

昨今さらに重要度が増しているサイバーセキュリティに関しては、統括責任者を情報システム部管理役員、管理運営責任者を情報システム部長におき、統括責任者はサイバーセキュリティに関する事項を全社的な観点から管理・必要な指示を行い、管理運営責任者は統括責任者の指示の下、全社的な情報セキュリティの管理運営を行っております。

サイバーセキュリティの事前管理施策として、各種遵守事項等(従業員・PC利用・電子メール利用・ネットワーク・システム・社外サービス・教育)を定め、運用監視を行うとともに、サーバーの複数拠点設置、ウィルス等の常時監視、外部専門家の定期診断を実施しております。

インシデント発生時(ソフトウェア脆弱性・ウィルス感染・不正アクセス・情報資産漏洩等)の際には、管理運営責任者が必要な対策を検討・実施し、統括責任者に報告するとともに、インシデント発生時は危機・緊急事態対応規程に基づき外部リソースも活用しながら迅速かつ的確に対応し社会的使命を全ういたします。

個人情報保護

統括管理者を総務人事部管理役員におき、個人情報の取り扱いに関する事項を全社的な観点から管理し、管理責任者を通じ各部署に指示を行っております。管理責任者は、個人情報保護法及び社内規則に従い個人情報が適切に取り扱われるよう必要な措置を講じております。

個人情報保護にあたっては、社員等が遵守すべき法令・利用目的・取得ルール・管理方法・第三者への提供ルール等を定め、運用監視を行っております。また、ステークホルダーの個人情報保護に関するルール等を定めた「プライバシーポリシー」をHPで開示しており、適切かつ合理的なレベルの安全対策を実施するとともに継続的な改善を講じております。

万が一、インシデント発生時(不正アクセス・紛失・漏洩等)には、危機・緊急事態対応規程に基づき外部リソースも活用しながら迅速かつ的確に対応し社会的使命を全ういたします。